

住宅の評価方法を変更した際の省エネ適判の可否に係る取扱いについて

No.	当初(建築確認申請時)		変更後	
	評価方法	省エネ適判の可否	評価方法	省エネ適判の可否 (再適判含む)
1	仕様	不要	計算	新規の適判
2	仕様	不要	併用	新規の適判
3	計算	必要	併用	再適判
4	併用	必要	計算	再適判
5	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法をそれぞれ変更)	再適判
6	併用	必要	併用(外皮と一次エネの評価方法は変更なし)	不要(軽微な変更)
7	計算	必要	計算	不要(軽微な変更)
8	計算	必要	仕様	不要※
9	併用	必要	仕様	不要※
10	仕様	不要	仕様	不要

※ 完了検査の申請までに省エネ適判を受けることも可能であり、その場合は、適合判定通知書又はその写し並びに当該省エネ適判に要した図書及び書類を、完了検査時に建築主事等に提出する。

- ・(No.1,2) 仕様基準 → 標準計算、仕様計算併用法 への変更：**新規の適判** を受ける必要があります。
- ・(No.3,4) 標準計算 ↔ 仕様計算併用法 への変更：**再適判** を受ける必要があります。
- ・(No.5) 仕様計算併用法における外皮性能と一次エネルギー消費性能の評価方法をそれぞれ変更する変更：**再適判** を受ける必要があります。
- ・(No.6) 仕様計算併用法における外皮性能と一次エネルギー消費性能の評価方法の変更を伴わないもので変更内容が軽微な変更該当する変更：省エネ適判は**不要です**。
- ・(No.7) 標準計算 → 標準計算 への変更
(変更内容が軽微な変更該当する変更)：省エネ適判は**不要です**。
- ・(No.8,9) 標準計算、仕様計算併用法 → 仕様基準 への変更：省エネ適判は**不要です**。
- ・(No.10) 仕様基準 → 仕様基準 への変更：省エネ適判は**不要です**。

※No.8,9,10…変更後に「仕様基準」に適合する変更内容を示す書類を提出必要があります。

なお、(No.8,9) 標準計算、仕様計算併用法 → 仕様基準 への変更 は省エネ適判を取得することが望ましいです。

なお、計画の変更から省エネ適判の省略または審査合理化の適用を受けることはできません。

省エネ適判を新たに受ける必要があります。

また、以下に掲げる変更についても同様に手続きが複雑化するため、運用上不可としております。

(国土交通省 Q&A より) 省エネ適判を新たに受ける必要があります。

- ・当初の確認審査の段階では、「仕様基準適合」により省エネ適判を省略した後、計画を変更して「設計住宅性能評価等の活用」により省エネ適判を省略する変更。またはその逆の変更。
※計住宅性能評価等の活用…設計住宅性能評価書、長期優良住宅の認定、長期使用構造等の確認
- ・当初の確認審査の段階では、「設計住宅性能評価の活用」により省エネ適判を省略した後、計画を変更して「長期使用構造等の確認の活用」により省エネ適判を省略する変更。またはその逆の変更。
- ・当初の確認審査の段階では、「省エネ適判と設計住宅性能評価とを併せて」受け、省エネ適判に係る添付図書を合理化した後、計画を変更して「省エネ適判と長期使用構造等の確認を併せて」受け、省エネ適判に係る添付図書を合理化する変更。またはその逆の変更。
- ・当初の確認審査の段階では、「仕様基準適合」により省エネ適判を省略した後、計画を変更して「省エネ適判と設計住宅性能評価とを併せて」受け、省エネ適判に係る添付図書を合理化する変更。またはその逆の変更。